

遠隔医療促進事業（設備整備・遠隔相談事業）

遠隔地の医療機関に対し、ビデオ会議システム等を活用して支援を行うことにより、医療の地域格差解消や医療の質及び信頼性の確保を図るための取組を促進。

1 設備整備事業（補助対象者：医療機関）

区 分	対象経費	補助基準額	補助率
遠隔地の医療機関に対してビデオ会議システム（※）を活用して支援する医療機関	遠隔医療促進事業に必要な委託料、備品購入費（取付工事料を含む）	3,000千円	1/2 以内
都市部の専門医療機関からビデオ会議システム（※）を活用して支援を受ける医療機関	遠隔医療促進事業に必要な委託料、備品購入費（取付工事料を含む）	2,000千円	

※救急対応時におけるモバイル端末による画像相談支援等も含む。

2 遠隔相談事業（補助対象者：医療機関）

区 分	対象経費	補助基準額	補助率
<u>TVカンファレンスシステムやICTツールによりオンラインによる対面によりアドバイス等の診療支援を行う医療機関</u>	遠隔相談の実施に必要な経費（人件費（給料、職員手当）、需用費、通信運搬費、使用料等）	8,000円/時 （1週間の上限： 1診療科ごとに5時間）	10/10 以内

※TVカンファレンスシステムやPC等のICTツールにより、オンラインによる対面での専門的な助言等により支援を行う医療機関を対象とする。（補助金により整備した機器の有無は要件としない）

遠隔医療促進事業（在宅患者遠隔支援事業）

I C Tを活用したコミュニケーションツール等の設備整備を行い、在宅患者等の遠隔医療等を行うことについて支援

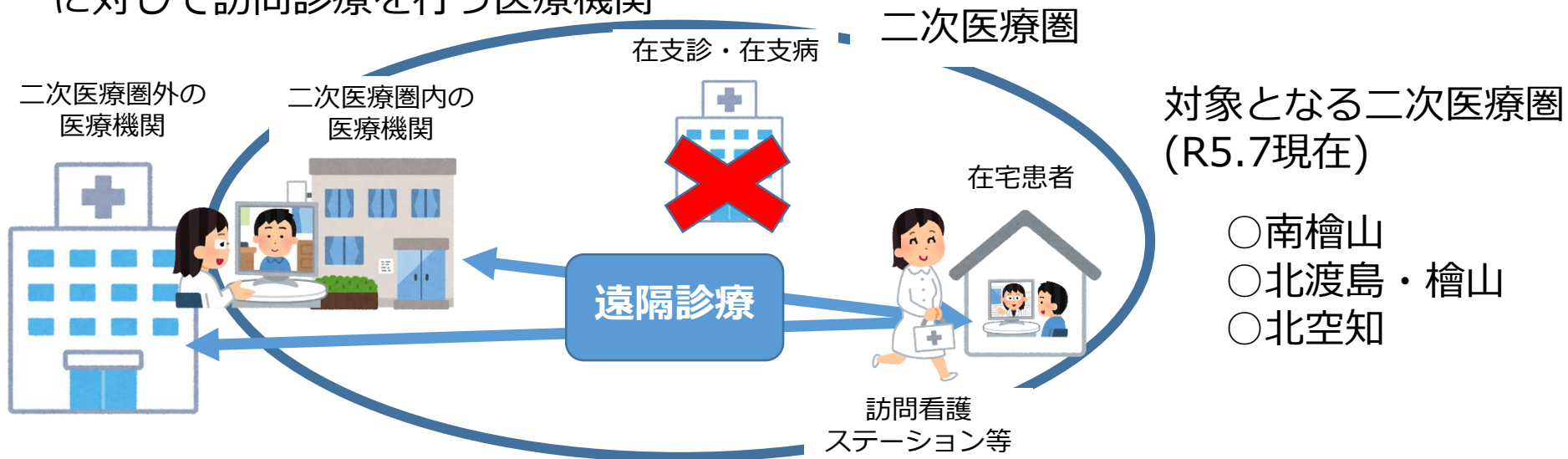
3 在宅患者遠隔支援事業

区 分	対象経費	補助基準額	補助率
設備整備事業	在宅患者遠隔支援に必要な委託料、備品購入費（取付工事料を含む）	5,000千円	1/2 以内
導入運営事業	遠隔医療等を実施するためのコンサルタントなど外部専門家のアドバイザー費用（委託費、報償費等）	2,699千円	10/10 以内

（補助対象者：所在する在宅医療圏内に在宅療養支援医療機関がない在宅患者に対して訪問診療を行う医療機関又は同一在宅医療圏内において、16kmを超えて訪問診療を行う医療機関）

遠隔医療促進事業（在宅患者遠隔支援事業）

○所在する在宅医療圏（二次医療圏）内に在宅療養支援医療機関がない在宅患者に対して訪問診療を行う医療機関



○同一在宅医療圏（二次医療圏）内において、医療機関と患者の所在地が16kmを超えて訪問診療を行う医療機関

